

氏 名 趙 没 名  
 学位の種類 博士（社会学）  
 学位授与年月日 2008年9月12日  
 学位論文の題名 戦後日本肢体不自由児療育制度の形成に関する研究  
 —児童福祉法の成立と高木憲次の影響—

## 【論文内容の要旨】

### 1. 本論文の構成

#### 序章 研究の課題と方法

1. 問題意識
2. 研究課題
3. 先行研究について
4. 構成および資料について
5. 表記について

#### 第1部 戦前における肢体不自由児療育事業の創出と高木憲次の療育論

##### 第1章 肢体不自由児問題と高木憲次の療育論

###### 第1節 肢体不自由児療護思想の萌芽

- 1) 肢体不自由児問題への着目
- 2) 肢体不自由児療護の提起—「夢の楽園療護所」

###### 第2節 高木憲次のドイツ留学の意義

###### 第3節 プロイセン州『福祉法』と同法施行令の概要

- 1) 法成立の背景
- 2) 肢体不自由児に関する『福祉法』の概要
- 3) 肢体不自由児に関する同法施行令の概要

###### 第4節 高木の療育論の形成

- 1) 療育の実践活動
- 2) 療育論の形成

###### 第5節 高木療育論における『福祉法』および同法施行令の受容内容

- 1) キーワードの比較検討
- 2) 高木の批判的受容
- 3) 医療中心の受容における限界

##### 第2章 肢体不自由児施設「整肢療護園」の創設

###### 第1節 療護施設「整肢療護園」の戦前史

- 1) 「建設趣意書」
- 2) 傷病兵・傷痕軍人対策としての整肢療護園
- 3) リハビリテーションのセンターとしての整肢療護園
- 4) 戦争の犠牲となった整肢療護園

###### 第2節 戦前における高木療育論の再吟味

- 1) 社会問題の先覚者による内発的行為
- 2) 戦争に協力する治療救護
- 3) 高木の肢体不自由児問題の認識

#### 第2部 戦後における肢体不自由児療育制度の成立過程

##### 第1章 児童福祉法第43条等の療育施設規定

###### 第1節 法立案の背景

- 1) 要保護問題、不良化問題と肢体不自由児
- 2) 法制定前の肢体不自由児保護対策

###### 第2節 児童福祉法の療育施設規定

- 1) 児童福祉法における療育施設規定
- 2) 児童福祉施設最低基準における療育施設規定（成立時）
- 3) 児童憲章における肢体不自由児の保護規定

第3節 法制度の特徴

- 1) 医療・教育・職能訓練の施設 2) 「独立自活」という療育対象の規定

第2章 療育施設規定の立案過程と高木の位置

第1節 児童保護法案段階（1946.10.15～1946.12.13）—施設療育の法案化

- 1) 保護法案Ⅰ期（1946.10～11）—特別児童保護施設の一つとして—  
2) 保護法案Ⅱ期（1946.11～12.11）—療護院定義の確立 3) 高木と児童保護法要綱案

第2節 児童福祉法案期（1946.12.12～1947.11.12）—児童福祉法の成立

- 1) 児童福祉法案Ⅰ期（1946.12.12～1947.2.3）—療育院の収容対象をめぐる意見の対立  
2) 児童福祉法案Ⅱ期（1947.5～6.2）—施設名称・機能の根本的な見直し  
3) 児童福祉法案Ⅲ期（1947.7.4～11.21）—療育施設における学校教育の立案  
4) 高木憲次と児童福祉法案

第3節 児童福祉施設最低基準案期

- 1) 制定の経緯と経過 2) 最低基準案Ⅰ期—リハビリテーションの構想  
3) 最低基準案Ⅱ期—三位一体案の削除と医療施設の機能の強化  
4) 高木憲次と児童福祉施設最低基準

第4節 児童憲章の成立過程と高木の位置

- 1) 立案の背景と経過 2) 成立過程をめぐって 3) 憲章の成立過程における高木の位置

第5節 療育施設規定の立案過程における高木の位置

- 1) 重要な立案者 2) 療育施設規定としての高木療育論

第3章 戦後における高木療育論の展開および政策立案（1945～1954）

第1節 高木療育論のキーワード

- 1) 肢体不自由児 2) 療育の理念 3) 入園施設の役割  
4) 届出義務と早期発見 5) 入園対象・非対象の規定

第2節 戦後期の高木療育論の特徴

- 1) 治療中心 2) 対象規定

第3節 条文規定と高木療育論の比較検討

- 1) 肢体不自由児の定義 2) 療育の理念 3) 入園施設の役割  
4) 届出義務と早期発見 5) 入園施設の療育対象

第4章 公的療育事業の成立とその実態（1950～1959）

第1節 入所型施設の整備状況

第2節 入所型施設の療育実態

- 1) 「肢体不自由児（者）実態調査」から—在宅児童の療育の実態  
2) 「社会福祉統計年報」から—入所児童の療育の実態  
3) 「全国肢体不自由児施設実態調査（2004年）」から

第3節 入所型施設の問題点

終章 1. 戦前における高木評価

2. 児童福祉法における肢体不自由児規定の成立と高木憲次  
3. 本研究における今後の課題 4. 日本の教訓からの啓発

## 2. 本論文の要旨

### 〈研究の目的・課題〉

1) 本論は、戦後日本の肢体不自由児療育制度（主に就学前の治療と保育・教育）の基礎となっている児童福祉法の肢体不自由児施設規定について、その制度理念を、高木憲次の療育論の影響という視点から分析・検討する。

2) したがって本論は、戦前からの高木憲次の療育論の検討、および児童福祉法制定審議過程における高木憲次の位置の検討、を課題とする。

3) なお先行研究では、高木憲次の療育論研究では著作の紹介が主であり、研究論文としては整形外科学の発展に視点をあてたものはあるが、福祉制度に視点をあてた研究はない。児童福祉法制定過程についても肢体不自由児施設規定に焦点化したものはない。本論は開拓的研究となる。

### 〈高木憲次の療育論検討（第1部）について〉

1) 本論は高木憲次の療育論形成過程を、①肢体不自由児の不就学問題への着目、②ドイツのプロイセン「福祉法」の批判的受容、③「整肢療護園」創設の具体化、と時期区分して展開する。すなわちプロイセン「福祉法」の受容で療育論が確立したという仮説で論がたてられている。したがってプロイセン「福祉法」を邦訳し、その原典と高木憲次の紹介内容の詳細な比較検討で、高木療育論を明らかにしている。

2) 具体的には、不就学児問題という社会問題認識でドイツに向かった高木ではあるが、当時のドイツにおける公的救済費用の削減等の社会問題対策として展開された同法の内容に言及することなく、「就労能力を獲得できる、治療可能な肢体不自由児」の公的施設施策という側面のみ抽出していることを明らかにする。高木においては「整形外科学の進歩に帰属した」施設構想である。

3) したがって、整形外科学が及ばない就学前児を除外した、就労見込みのない知的障害児を除外した、治療見込みのないものを除外した、学齢児の治療・教育・職業訓練という施設構想が描かれてくる。この構想「整肢療護園」が、戦前においてプロイセンと同様に、戦争のための人的資源確保に無批判に組み込まれて、消失する姿も紹介されている。

### 〈児童福祉法の肢体不自由児施設規定と高木憲次の位置の検討（第2部）について〉

1) 児童福祉法の制定過程の審議記録等はすでに寺脇によってほぼ収集されてきている。それを元にした障害児規定の制定過程研究では、義務教育の猶予・免除規定との関係研究、知的障害児施設規定の研究はあるが、肢体不自由児施設規定に関するものは、本論がはじめてとなる。

2) 制定時の児童福祉法肢体不自由児施設規定の解釈と運用は、すでに明らかにされているように、学習指導の機能は文言上あるが保育・教育の設置規定はなく、保育士・教員の必置規定もなく、「治療見込みのある」「独立自活」見込みのある学齢児の医療法による病院とされている。

3) 本論はこれらの制定過程を諸法案時期ごとに綿密に分析し、教育不可能とされる就学猶予・免除児の保護施設の当初提起に対して、教育不可能な重度児への対策ではなく、治療見込みのある、教育見込みのある（知的障害児との分離等）、「独立自活」見込みのある学齢児の、治療を中心とした学習指導・職業指導の施設規定に具体化されていく過程を明らかにしている。そしてこれらが、児童福祉法制定過程における制度理念の転換、「保護から児童への権利保障へ」に際し、肢体不自由児施設規定審議はそれになんら影響されることなく展開されたことも明らかにしている。

4) 本論では、これらの過程における高木憲次の関与を、前述寺脇以外の文献・資料も駆使して実証しようとしている。すべての変遷過程でそれが実証されたわけではないが、高木の主張に近づく方向での変遷過程が論理的に実証されている。したがってこの時点では、本論が結論づけているように、高木憲次の明確な影響を言ってよいであろう。

5) したがって肢体不自由児施設規定の戦後は、児童福祉法の制度理念とはそぐわない方向で展開されることになるが、本論は戦後初期の数少ない資料でそれも実証している。しかも学校教育から除外された学齢重度肢体不自由児、就学前の肢体不自由児が、同規定の医療・保健対策重視の延長である3歳児健康診断実施によって把握のみ（早期発見・早期放置）されてくる実態も明らかにする。その後、1960年代に保健婦によって肢体不自由児保育保障運動が展開されるが、本論は、その児童福祉法具体化時代の基盤成立をも明らかにしている。

### 【論文審査の結果の要旨】

審査委員会は以下のように本論文を評価した。

1) 本論は、「肢体不自由児教育の父」といわれる高木憲次の教育・福祉論研究に新たな地平を築いたと言える。あまりにも偉大な存在であるため著作等の厳密な検討がされてこなかったとはいえ、第1部のプロイセン「福祉法」の批判的受容の邦訳との対比による実証的検討、第2部の児童福祉法肢体不自由児施設規定制定における高木憲次の影響に関する実証的検討は、①高木憲次の教育・福祉論の形成・展開を構造化する仮説を提起し、②その仮説を実証することも、その点に限ってはできている。さらにこの仮説を確固たるものにするうえで、不就学問題に着目した高木憲次の社会問題認識の当時の社会問題による実証的検討、高木憲次が戦前において「整肢療護園」を構想するに至る過程での、実際の肢体不自由児の施設ニーズとの関係での実証的検討、戦後において高木憲次が大きく影響して制定された児童福祉法肢体不自由児施設規定その戦後初期の展開過程での、肢体不自由児の福祉要求との関係での実証的検討、などが課題にあげられる。今後の研究に期待する点である。

2) 児童福祉法の肢体不自由児施設規定の制定過程検討は、高木憲次の位置を明らかにしただけではなく、これまで解釈と運用で明らかにされていた点を、実際の審議過程を詳細に検討して、その生成過程を明らかにした労作である。とくに知的障害児との分離過程の論拠を明らかにした点、「保護から権利へ」という理念転換の影響がなかったことを明らかにした点は、今後の障害児福祉制度研究に重要な問題提起をしている。

3) 本論の序章では、課題意識の背景に中国の肢体不自由児療育の現状があげられている。本論は、明らかに社会問題に対する社会運動の提起が課題意識にあると想定される。その点からみると、肢体不自由児療育を保障する社会運動は、既に明らかにされているように、1960年代に展開されるが、それに対する本論が取り上げた時期の社会運動としての検討はほとんど考察されていない。本論は個人に視点を当てて分析・検討されているが、社会運動における個人の知見・位置等は部分的でしか考察されていない。さらに1) で述べたように戦前の肢体不自由児の社会問題、社会運動についても重要なテーマとして取り上げられていない。今後の、本論文の主テーマ「戦後日本肢体不自由療育制度の形成に関する研究」を完結する課題として提起しておく。

4) なお留学生であるのに難解な戦前日本の文章、法文をよく読みこなしているが、第2部第3章、第4章では文章表現、文章による論理展開力の不十分さを指摘せざるを得ない。

審査委員会は、2008年6月25日（水）10:30-12:00に公聴会を開催し、本論文の内容に関して口頭試問を行った。申請者による論文要旨の説明のあと、各審査委員から質疑がなされ、申請者の応答の後、各審査委員の講評が行われた。

審査委員全員から、高木憲次の療育論をプロイセン「福祉法」の受容内容から検討しその構造を明らかにする仮説を実証したこと、児童福祉法の肢体不自由児施設規定の制定過程を綿密に検討し解釈と運用内容の裏付けをしたこと、その点は高く評価された。

質疑は、肢体不自由児の社会問題とそれに対する社会運動の検討に集中した。こうした点の不十分さがあるために施策展開における個人の役割の過度な強調になりかねない懸念、療育の概念定義が十分にされていないために家族等も含んだ福祉関係者、教育育児関係者、治療だけではなく健康・保健も含んだ関係者の位置や問題が総合的に検討されず、治療に関わる医師が重視されかねないのでは、という懸念がだされた。

これらに対して、申請者から、戦前・戦後初期に明確な社会運動が生じていなかったことから、どのような社会問題であったのか、なぜ社会運動にならなかったのか、重要な検討課題にできなかった反省と今後の課題にしたい抱負が述べられた。

以上から、本論文は、主テーマを完結させるうえでは今後の課題をいくつか残してはいるが、高木憲次の教育・福祉論研究、児童福祉法肢体不自由児施設規定の制定過程研究という限定された副テーマによるものでは、優れた論文であり、今後のこの研究領域を深めていくベースとなる先駆的独創的な研究意義をもつものと評価できる。したがって審査委員会は、本論文が学位授与に値すると認め、本学学位規定第18条第1項に基づき、学位を授与することが適当であると判断する。

#### 【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は、高木憲次の療育論研究、児童福祉法肢体不自由児施設規定の制定過程研究は、先行研究に対して重要な内容を提起できていることを確認した。この点での先行研究の吟味、必要な文献・資料による実証、研究の方法も確かであり、申請者が十分な専門知識と学識を有すること、また外国語文献の読解においても正確になされていることを確認した。

したがって論文審査と公聴会での口頭試問を踏まえ、審査委員会は、全員一致して、本論文が本学学位規程第18条第1項に基づき、「博士（社会学）立命館大学」の学位を授与するに値すると判断する。

審査委員 (主査) 峰島 厚 立命館大学産業社会学部教授  
(副査) 津止 正敏 立命館大学産業社会学部教授  
(副査) 山本 耕平 立命館大学産業社会学部教授